

青森県報

号外第四十三号

令和六年
七月一日
(月曜日)

目次

訓 令

○青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令……………

（人事課）…一

○青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………

（同）…二

告 示

○知事の職務を代理する副知事の順位……………

（人事課）…二

訓

令

青森県訓令甲第十号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程（平成十九年七月青森県訓令甲第三十四

号）の一部を次のように改正する。

第一条各号を次のように改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定による

第一順位の副知事（以下「第一順位の副知事」という。）の担当する事務

ア 環境エネルギー部の所掌事務

イ 健康医療福祉部の所掌事務

ウ 観光交流推進部の所掌事務

エ 農林水産部の所掌事務

オ 病院局に関する事務

カ 教育委員会に関する事務

二 地方自治法第百五十二条第一項の規定による第二順位の副知事（以下「第二順位の副知事」という。）の担当する事務

ア こども家庭部の所掌事務

イ 交通・地域社会部の所掌事務

ウ 経済産業部の所掌事務

エ 県土整備部の所掌事務

オ 国スポ・障スポ局の所掌事務

カ 出納局の所掌事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）

キ 選挙管理委員会に関する事務

ク 人事委員会に関する事務

ケ 監査委員に関する事務

コ 公安委員会に関する事務

サ 労働委員会に関する事務

三 第一順位の副知事及び第二順位の副知事が共管する事務

ア 総務部の所掌事務

イ 財務部の所掌事務

ウ 総合政策部の所掌事務

エ 危機管理局の所掌事務

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十五号とし、第三号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 第一順位の副知事 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定による第一順位の副知事をいう。

四 第二順位の副知事 地方自治法第五百二十二条第一項の規定による第二順位の副知事をいう。

第四条第一項中「副知事」の下に「（総務部、財務部、総合政策部及び危機管理の所掌事務にあつては、第一順位の副知事）」を加える。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、当該事務が総務部、財務部、総合政策部及び危機管理の所掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 知事が不在のときは、第一順位の副知事はその事務を代決する。

二 知事及び第一順位の副知事がともに不在のときは、第二順位の副知事はその事務を代決する。

第九条第二項中「、危機管理局にあつては当該事務を担当する理事、参事又は次長が」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、当該事務が総務部、財務部、総合政策部及び危機管

理局の所掌事務である場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 第一順位の副知事が不在のときは、第二順位の副知事はその事務を代決する。

二 副知事がともに不在のときは、主管部長がその事務を代決する。

三 副知事及び主管部長がともに不在のときは、総務部、財務部及び総合政策部に

あつては当該事務を担当する次長が、危機管理局にあつては当該事務を担当する理事、参事又は次長がその事務を代決する。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄第四十二号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第三百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和六年七月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一順位 副知事 小谷知也

第二順位 副知事 奥田忠雄

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭